

申請書名：変更届（毒物劇物販売業関係）

1 変更届が必要な事項と添付書類

項目	添付書類
法人の名称・主たる事務所の所在地	・登記事項証明書（6ヶ月以内のもの）又は定款の写し ※営業者の変更の場合は、新規申請が必要です。
毒物劇物の貯蔵又は運搬する設備の変更	・変更前後の平面図

※ 毒物劇物取扱責任者の変更の場合は、「毒物劇物取扱責任者変更届」を提出してください。

※ 登録票の書換えを希望する場合は、別途「登録票書換え交付申請」が必要です。

2 受付窓口

所管する各総合支庁保健福祉環境部保健企画課

村山総合支庁（村山保健所）医薬事担当 山形市十日町1-6-6	TEL 023-627-1248
最上総合支庁（最上保健所）医薬事担当 新庄市金沢字大道上2034	TEL 0233-29-1257
置賜総合支庁（置賜保健所）医薬事担当 米沢市金池7-1-50	TEL 0238-22-3872
庄内総合支庁（庄内保健所）医薬事担当 三川町大字横山字袖東19-1	TEL 0235-66-4738